

有 価 物 売 払 い
(一般競争入札)

応 募 要 領

大 山 町

有 価 物 売 払 い の 概 要

参 加 申 込 み	<p>入札参加希望者は、下記の期日までに入札参加申込書を提出してください。</p> <p>提出期間：令和8年4月21日（火）～令和8年5月18日（月） （土日祝日は除く）午前9時00分～午後5時00分まで</p> <p>提出場所：大山町役場 本庁 水道課 （鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地 本庁舎1階）</p> <p>提出方法：郵送または持参</p> <p>郵送の場合は、令和8年5月18日（月）午後5時00分までに必着</p> <p>物品の公開日時：令和8年5月8日（金） 午前9時00分～午前11時00分まで</p> <p><u>事前に大山町役場水道課（0859-54-5204）へ必ず連絡をしてください。</u></p> <p>物品の公開場所：逢坂浄化センター（鳥取県西伯郡大山町岡828番地）</p>
-----------	--



入札参加者の決定	<p>入札参加申請者の資格審査を行ったのち、入札参加者を決定します。</p> <p>審査結果は、令和8年5月20日（水）に郵送により通知します。</p> <p>入札参加者決定後、入札通知書を郵送します。</p>
----------	---



入札	<p>下記の日時・場所で一般競争入札を行います。</p> <p>入札書提出期限：令和8年5月28日（木）午後5時00分 開札日時：令和8年5月29日（金）午前9時00分 入札方法：郵送または持参</p> <p>郵送の場合は、令和8年5月28日（木）午後5時00分までに必着 提出先：大山町役場 本庁 水道課 （〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地 本庁舎1階）</p>
----	---



落札者の決定	<p>開札日時になりましたら開札し、落札者を決定します。</p> <p>※ 物品ごとの概算重量に対し、1kgあたりの入札単価を乗じて得た各物品の概算金額の総価額をもって入札に付し、総価額に100分の110を乗じた金額が予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p>
--------	---



売買契約	<p>落札者には、令和8年6月3日（水）までに売買契約を締結していただきます（収入印紙は落札者の負担）。</p> <p>契約は物品売払単価契約とし、入札書に記載された物品ごとの単価に100分の110を乗じた単価を契約単価として定めます（小数点以下切り捨て）。</p>
------	---



売買代金の支払い	<p>売買代金は、物品ごとの1kgあたりの契約単価に、計測した重量を乗じて算出した金額とします。なお、重量の計測は落札者が行うこととし、落札者は計量伝票等の計測した重量を証明できる資料を町に提出してください。</p> <p>町が指定する日（売買契約締結の日から30日以内）までに、全額納付していただきます。</p>
----------	---

物 件 調 書

No.	入札に付する 物品	概 算 重 量 (kg)	入札書に記載する金額
1	鉄くず	32,175	物品ごとの1kgあたりの単価（消費税及び地方消費税を除く）
2	ステンレス	6,524	
3	銅線	1,500	
予定価格 (最低入札価格)		1, 208, 972円（総価額（税込み））	

位 置 図



有価物売払い（一般競争入札）応募要領

1 売払い物件

「売払い物件調書」（P4）及び「売払い物件一覧表」のとおりです。

2 入札参加資格

次のいずれにも該当するものでなければ、入札には参加できません。

- (1) 地方自治法施行(昭和22年政令第16号)令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 大山町暴力団排除条例(平成25年条例第14号)第2条に該当しない者、及び大山町の契約等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成25年告示第136号)第2条に該当しない者
- (3) 町税等を滞納していない者
- (4) 町が定める有価物売払い応募要領の内容を承諾、順守することができる者

3 入札参加申込み手続き

入札参加には、下記の申込み期間中に申込みの手続きが必要となります。

(1) 申込み期間

令和8年4月21日(火) から 令和8年5月18日(月)まで
(土日祝日は除く)

(2) 申込み方法

下記の書類を提出先まで、郵送または持参してください。

受付時間は、午前9時00分 から 午後5時00分までです。

郵送の場合は、令和8年5月18日(月) 午後5時00分までに必着とします。

受付後に、町有財産一般競争入札参加受付書を交付します。

【書類提出先】

〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地
大山町役場 本庁 水道課（本庁舎1階）

(3) 申込みに必要な書類

(申込者が法人である場合)

- ① 町有財産一般競争入札参加申込書（別紙様式）
- ② 法人の登記事項証明書、履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内のもの）
- ③ 法人税、消費税及び地方消費税納税証明書
- ④ 納税確認同意書（町内に住所を有する事業者のみ）

(申込者が個人である場合)

- ① 町有財産一般競争入札参加申込書（別紙様式）
- ② 住民票（住民票コード記載なし、マイナンバー記載なし、申請日から3か月以内のもの）
- ③ 納税確認同意書（大山町民のみ）

町有財産一般競争入札にかかる書類は、町ホームページからダウンロードできます。

町ホームページ <https://www.daisen.jp/business/1/1/>

(4) 申請書等作成の注意事項

- ① 入札参加申込書に記載された名義で売買契約を行います。
- ② 申請書類等に不備がある場合は、申込みの受付ができませんので、ご了承ください。
- ③ 申請書類等の作成に係る一切の費用については、申請者の負担とします。
- ④ 提出された申請書類等は、返却いたしません。

4 入札参加者の決定

- (1) 入札参加者は、申請書類等の内容等を審査し決定します。審査の結果、入札に参加できない場合もあります。
- (2) 審査の過程で、書類の内容等について説明を求めることがあります。
- (3) 審査結果については、令和8年5月20日（水）に、各申込者に対し「一般競争入札参加者決定（不決定）通知書」を発送いたしますが、審査結果に対する問い合わせ及び異議等については、一切応じられません。

5 入札

(1) 入札書の提出期限

令和8年5月28日（木）午後5時00分まで

(2) 開札時間

令和8年5月29日（金）午前9時00分

(3) 入札方法

入札方法 郵送または持参による入札

郵送の場合は、令和8年5月28日（木）午後5時00分までに必着とします。

(4) 場所

大山町役場 本庁 水道課（鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地 本庁1階）

(5) 入札に必要な書類等

- ① 入札書（別紙様式）
- ② 委任状（法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理人が入札する場合は必要です。）

6 入札の心得

- (1) 入札をする者は、公告内容、入札に関する条件等入札に必要な事項について、熟知していなければなりません。
- (2) 入札者は、所定の入札書に鮮明な字体で必要事項等を記入押印し、入札者又は代理人自ら提出しなければなりません。
- (3) 入札者は、同一物件について他人の代理を兼ねることはできません。また、代理人は、同一物件について2人以上の代理人となることはできません。
- (4) 2名以上の連名の場合でも、同一物件については、重複して入札することはできません。
- (5) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。**
- (6) 入札保証金は免除とします。

7 入札の中止

- (1) 入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。
- (2) 入札を中止又は延期した場合、入札者が損失を受けても、町は補償の責めを負いません。

8 開札

- (1) 開札は、令和8年5月29日（金）午前9時00分に大山町水道課にて、開札します。
- (2) 開札の結果について異議を申し立てることはできません。

9 落札者の決定

- (1) 物品ごとの入札単価に概算重量を乗じて得た額の総価額の最も高かった者、かつ町が定める最低入札価格以上で入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、後日くじ引きにより落札者を決定します。

10 入札の無効

- (1) 入札参加の資格がない者の入札
- (2) 当該入札に係る町有財産一般競争入札参加申込書を提出していない者の入札
- (3) 1人で一度に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
- (4) 入札書の入札金額を訂正した入札
- (5) 入札書の入札金額、住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が識別しがたい入札
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出していない者の入札
- (7) 入札者若しくはその代理人が、他の入札者の代理となり行った入札
- (8) 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者の入札

11 売買契約

- (1) 落札者には、令和8年6月3日（水）までに、次の書類を添付の上で物品売払契約を締結していただきます。

○契約に必要なもの

- ① 契約書 2部（実印を押印したもの）
- ② 収入印紙（契約書1部に貼付け消印を押して提出）
- (2) 落札者が、上記期限までに契約を締結しない場合は、その落札の決定は無効となりますので、ご注意ください。
- (3) 契約に要する収入印紙その他の費用は、落札者の負担となります。

12 契約の条件

- (1) 契約は物品売払単価契約とし、入札書に記載された物品ごとの単価に100分の110を乗じた単価を契約単価として定める（小数点以下切り捨て）。
- (2) 契約締結から引渡しまでの間に、売買物件が、町の責任でない原因で滅失したり、き損したりした場合の損失について、町に対して契約単価の減免、損害賠償の請求をすることはできない。
- (3) 買受人は、契約締結後、隠れた瑕疵のあることを発見しても、契約単価の減免、損害賠償の請求をすることができない。
- (4) 買受人は、この契約によって生じる債務の履行を第三者に委託し、又はこの契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

13 契約の解除

町は、買受人がこの応募要領及び売買契約に違反すると認めた場合、催告によらないで契約を解除することがあります。

14 物品引き渡し

売払い物品の引き渡し期間は、令和8年6月4日（木）から 令和8年6月23日（火）までとします。

15 売買代金の納付

- (1) 売買代金は、物品ごとの1kgあたりの契約単価に、計測した重量を乗じて算出した金額の総価額とします。
- (2) 売買代金は、町が発行する納入通知書により、町が指定する日（契約締結の日から30日以内）までに納付していただきます。
- (3) 納入通知書に記載された納期限までに、売買代金の納付がない場合には、町は当該売買契約を解除いたします。

【問い合わせ先】

大山町 水道課 TEL 0859-54-5204